

令和5年4月10日

保護者の皆さんへ

富田林市教育委員会

本市立学校園における新学期以降の教育活動について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、大阪府教育庁の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」が改訂され、新学期以降の対応が示されました。これを受け、本市立学校園におきましても、新学期以降、以下のとおり取り組んでまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1. 学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

- ・「3つの密」を避ける、「人ととの距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策を継続しながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を実施します。また、幼稚園においても、幼児特有の事情等をふまえ、可能な範囲で適切に実施します。
- ・登校・登園前の健康観察につきましては、引き続きご協力をよろしくお願ひいたします。

2. マスク着用について

(1)小中学校

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等で医療機関・高齢者施設等を訪問する場合等では、マスクの着用が推奨されます。
- ・様々な事情により、マスクの着用を希望したり、マスクを着用できなかったりする場合があるため、学校において児童生徒及び教職員のマスクの着脱を強いることはありません。また、学校ではマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう指導を行いますが、ご家庭でもご協力の程、よろしくお願ひいたします。

(2)幼稚園

- ・幼児についてもマスクの着用は求めません。
- ・様々な事情により、マスクの着用を希望する子どもに対して適切に配慮します。

3. 昼食

- ・食事前後の手洗いを徹底します。また、会食にあたっては、適切に換気を行い、大声での会話（教室中に響き渡る声）を控えるようにします。机を向かい合わせにする場合は、対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることで、「黙食」とはしません。

お問い合わせ先　富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000（内線361・356）